

野添墓地使用权（生前予約）を申請される方へ

唐崎教会野添墓地の永代供養の共同墓地の使用を生前予約によって利用することを希望される方は、当教会墓地管理委員会に相談し、委員会が墓地管理規定第9条に従い、使用条件に問題がないと認めた場合、指定の様式に従って申請書を提出して頂きます。

- (1) 使用申請にあたっては 第1号様式(墓地使用申請及び誓約書)・第10号様式一②(共同墓地蔵生前予約申請書)を墓地管理委員会に提出して下さい。
- (2) 申請書が受理されて管理委員会が使用を認めた場合、永代使用权料と永代管理料を納めて下さい。(金額は別表1に定める) 名板代・彫刻料・諸経費については、事前にご入金いただく場合は合計5万円を申し受けます。埋蔵時にお支払いいただく場合は、その時点での金額で精算させていただきます。
- (3) 入金を確認後に領収書と 第10号様式一③(共同墓地埋蔵 生前予約承諾書)をお渡しします。第10号様式一③は申請者及び保証人2名が各々、必ず、保管してください。
- (4) 第10号様式一③の保証人2名のうち、1名は親族の方、もう1名は唐崎教会・安曇川教会信徒の方を選任してください。選任に困られた場合はその旨をご遠慮なく、墓地管理委員会または小教区担当司祭にお申し出ください。
- (5) 保証人の方がその任を果たすことができなくなった場合には、墓地管理委員会にお申し出ください。場合によっては後任の方の専任をお願いすることがあります。
- (6) 保証人の方にはご遺骨の埋蔵を見届けていただくことをお願いいたします。使用权料・永代管理料・諸経費を納めていただいている場合は、新たな金銭の負担は発生いたしません。
- (7) 納骨については規定第10条(8項)(9項)に従い、保証人の方が管理委員会に「埋葬(納骨)届」(第4号様式)と、併せて行政発行の「死体埋火葬許可書」を提出して下さい。
- (8) 納骨式を希望する場合は司祭と相談して下さい。
- (9) 使用权の返納に際しては「墓地使用权返納届」(第12様式)を提出して下さい。但し、払い込まれた永代使用权料と永代管理料の返納はできません。
- (10) カトリック京都司教区・カトリック唐崎教会管理 野添墓地管理規定及びこの文書に規定されていない事や予期しない事柄が起こった場合には、墓地管理委員会において協議させていただきます。
- (11) その他墓地に関する詳細については墓地管理委員会に御相談下さい。

カトリック唐崎教会 墓地管理委員会

別表1

項目	料金
使用权料	50,000
永代管理用	50,000
名板代	12,000
霊名彫刻料	15,000
諸経費※1	23,000
合計	150,000

※1 諸経費とは骨袋代金・供花代等及び名板・霊名 彫刻料の値上りに備えてお預かりするものです。清算後に残金が出た場合には墓地会計への寄付とさせていただきます。

※ 葬儀の生前予約については、葬儀社にご相談ください。